

平成24年(2012年)10月 那覇市・南風原町環境施設組合議会 定例会  
(午前10時01分開会)

〇議長(與儀實司)

それでは定刻になりましたので、ただ今から、平成24年(2012年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、先の全員協議会において協議したとおり、陳情第2号を会期日程及び議事日程に追加しております。その追加議案を、本日、お手元に配付しております。

次に、副管理者である城間俊安南風原町長より、九州各県町村会長会議へ沖縄県町村会会長として出席するため、本日の定例会を欠席する旨の届出がありました。

これで、「諸般の報告」を終わります。

〇議長(與儀實司)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において宮平のり子議員と花城清文議員を指名いたします。

〇議長(與儀實司)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、予め、お手元に配布した会期日程のとおり、本日、10月22日の1日間といたしたい

と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は、本日、10月22日の1日間に決定いたしました。

〇議長(與儀實司)

日程第3、議案第6号 那覇市・南風原町環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

前城 充総務企画課長。

〇総務企画課長(前城 充)

ハイサイ、グスーヨーチューウガナビラ、それでは議案第6号・那覇市・南風原町環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例について、提案理由をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が施行されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正がなされました。その改正内容は、今まで技術管理者の資格要件は、環境省令で設定とされていたものが、関係省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めると変更されたことを受け、市及び町からごみ処理を委任されている本組合においても条例で定める必要があるため、新規条例を定めるものでございます。

以上の理由により、この案を提出します。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(與儀實司)

これより質疑に入ります。質疑について

は、会議規則第46条の規定により、1人3回までといたします。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

古堅茂治議員。

#### ○6番（古堅茂治）

それでは議案を深める立場から質疑をいたします。議案第6号 那覇市・南風原町環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例制定について、廃棄物処理施設技術管理者の役割と本組合での人数を問うものであります。

#### ○議長（與儀實司）

前城 充総務企画課長。

#### ○総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員のご質問、廃棄物処理施設技術管理者の役割と本組合での人数を問う、についてお答えいたします。

廃棄物処理施設技術者とは、その管理に係る一般廃棄物処理施設に関して、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、また、技術上の基準に係る違反が行われないように、当該施設を維持管理する業務に従事する他の職員を監督する者であります。

さらに、廃棄物処理施設が大気汚染、水質汚濁等の多様な環境負荷を引き起こしやすい施設ということで、設備機器によるハード面だけでの環境対策によらず、維持管理というソフト面も重要であるという認識のもと、廃棄物処理施設技術者には、安全で安定的な施設運営を行う上で、総合的な環境負荷低減に対する役割が求められています。

本組合においては、平成24年9月末現在で、12名の資格保持者が在籍しており

ます。内訳としましては、本組合職員に6名、「那覇・南風原クリーンセンター」及び「那覇エコアイランド」の管理運営を委託している委託先で6名となっております。

なお、本クリーンセンターについては、本組合職員より1名を廃棄物処理施設技術管理者として置いております。

#### ○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

#### ○6番（古堅茂治）

技術管理者の大きな役割が理解できたと思います。安全、安心、確実な施設管理運営に頑張ってください、終わります。

#### ○議長（與儀實司）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号 那覇市・南風原町環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認め、よって、本案は可決することを決定しました。

#### ○議長（與儀實司）

日程第4、議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

比嘉 聡那覇・南風原クリーンセンター

所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長  
(比嘉 聡)

ハイサイ、チューウガナビラ、それでは議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、灰溶融炉で使用する消耗品である電極棒60本を納品した業者に対して代金が未払いの状態となっていることから、当該業者に対して和解し賠償するものであります。

本件の内容につきましては、平成22年度において、電極棒の年度内納期が難しいとのことで、参考見積書を徴収した業者の中で最低見積価格を提示した業者に対して独断で発注し、納品させたものであります。その後も代金が未払いの状況であるとのことから納品業者に対して損害が発生しております。

そのため、納品業者と和解契約書を締結し賠償金を支払うために、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものであります。

損害賠償額につきましては、相手側との交渉の結果、平成23年3月25日に入札した電極棒60本の落札額(220万5,000円)としております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(與儀實司)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次、発言を許可します。

宮平 のり子議員。

○5番(宮平のり子)

第7号議案、損害賠償の額の決定及び和解について、事故の詳細、処分内容、それから反省と今後の事務対応について、3点について質問します。

○議長(與儀實司)

宮城 哲哉事務局長。

○事務局長(宮城 哲哉)

ハイサイ、宮平のり子議員の損害賠償の額の決定及び和解についてのご質問に順次お答えいたします。

1点目の事故の詳細につきましては、本クリーンセンターの灰溶融炉で使用する電極棒の購入にあたり、平成22年8月に担当者がクリーンセンターの管理会社からの発注依頼書を紛失したことにより、入札の時期を逸失し、入札等の適正な事務手続きを取らずに平成23年1月に口頭により業者へ電極棒を発注依頼し、同年3月28日に納品させたものであります。

納品された電極棒の代金支払いにつきましては、平成24年6月29日に業者からの申し立てにより代金相当額の未払いの事実が確認されたものであります。

2点目の処分内容につきましては、担当者は、組合派遣を終了したため、派遣元である南風原町の南風原町職員分限懲戒審査委員会で審査され、平成24年8月24日の答申により、平成24年9月から3ヶ月間の減給10%に決定されました。

また、当時いた上司である副参事については、組合により文書による訓告を行っております。

3点目の反省と今後の事務対応につきましては、今回の問題は、担当者による契約事務の不履行とその隠匿行為から発生したものでありますが、組合内部の組織管理や物品管理が十分に行われていなかったことも要因としてありました。

今回の不祥事につきましては、深く反省しお詫び申し上げます。そのことを踏まえ、再発を防止するために物品購入事務を見直し、担当者のみでの発注・納品・検収事務

を廃止して、本年10月1日から物品購入の受付窓口を一本化しております。

また、長期に納入報告がないものについては、担当者以外の職員による確認を行うことで再発防止に努め、さらに、組合職員による定期的な棚卸しを確実に実行することで適正な物品購入手続きを行ってまいります。

○議長（與儀實司）

宮平 のり子議員。

○5番（宮平のり子）

和解契約書第1条の「適正な事務手続きを経ずに口頭で納品を依頼する」このような公務の職場があってはなりません。市民からの信頼回復が容易ではないと思います。もう一点、平成22年度に発生して24年度に和解というのも時間が経ちすぎています。事務局体制の一層の緊張を促し、また、監査委員の指摘にもあるように、薬剤を含めた消耗品の棚卸し在庫管理を徹底していただくように要望して終わります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑します。2010年度に職員が正規の手続きなしに独断で最低見積価格を提示した業者から納品させた請求額を問うものです。その額と、2011年の3月25日の落札額との差額、和解に至った理由を伺います。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

古堅茂治議員の損害賠償の額の決定及び和解についてのご質問にお答えいたします。平成22年度に職員が適正な手続きを取らずに業者に納品させた電極棒の見積額は税

込みで263万9,700円でした。

見積額につきましては、平成23年3月25日の落札額220万5,000円より43万4,700円高かったのですが、納品業者との交渉により請求額は落札額と同額の220万5,000円とすること及び延滞利息等については請求しないことで納品業者の内諾を得ることができました。

議会の議決後は、和解契約の締結を速やかに行い、支払いを行ってまいります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

和解で業者に負担を強いていることがいまの説明でわかると思います。住民の信頼を損なう、このような不適切な事務処理が再び起きないように厳格な事務運営をお願い申し上げて質疑を終わります。

○議長（與儀實司）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（與儀實司）

日程第5、議案第8号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正

予算（第1号）を議題といたします。提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

**○総務企画課長（前城 充）**

議案第8号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算編成後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ4,970万1,000円増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ28億7,625万円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、2,423万2,000円の減額補正で、前年度純繰越金の増額補正等に伴う那覇市及び南風原町の拠出する負担金の減額であります。

第6款繰越金は、7,393万3,000円の増額補正で、前年度純繰越金の合計は、7,393万4,000円になります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、4,749万6,000円の増額補正で、一般管理費は、負担金、補助及び交付金9万6,000円の増、財政調整基金積立金3,700万円の増、環境の杜ふれあい管理運営費については、管理道路設計業務委託140万円の増、管理道路工事費900万円の増によるものであります。

第3款衛生費は、220万5,000円の増額補正で、塵芥処理費（中間処理）において灰溶融炉消耗品（電極棒）に関する

損害賠償金220万5,000円の増によるものであります。

以上が、議案第8号 平成24年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（與儀實司）**

これより質疑に入ります。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

花城 清文議員。

**○8番（花城清文）**

この道路は町道10号線から環境の杜へ進入するとき片側道路となっている。大変危険な道路で早期に整備が必要だと考えて訴えてきました。そのことに対して執行部のご理解で今議会に補正予算が提案され大変喜んでおります。

そこで伺います。これから図面の作成や入札の手続き等があるが、会計年度内に終わるのかどうかお答えください。

また、工事期間中は現在の進入道路は使えないので環境の杜を利用されるみなさんへの配慮も必要だと思うがどのようなになっているかお答えください。

**○議長（與儀實司）**

比嘉 聡那覇・南風原クリーンセンター所長。

**○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉 聡）**

花城清文議員の一般会計補正予算（第1号）についてのご質問にお答えいたします。本道路は、南風原町道10号線を起点とし、那覇市道鳥堀12号を終点とする、「環境の杜ふれあい」の専用道路となっております。

現在は、南風原町道10号線への流出側車線が確保されておらず、片側通行となっていることから、利用者の安全な通行確保のために両側通行が可能な道路改修工事を行うものであります。それに伴い、完成後は軽自動車の駐車可能台数が5台程度増える予定であります。

整備スケジュールにつきましては、補正予算成立後、速やかに設計業務委託を発注し、来年1月には道路工事を着手する予定であり、早期完成を図ってまいりたいと考えております。

また、工事期間中は、町道10号線からの利用者が制限されることも予想されますので、迂回路や歩行者への安全を確保し、施設利用者への負担を軽減するよう努めてまいります。

#### ○議長（與儀實司）

花城清文議員。

#### ○8番（花城清文）

是非、会計年度内に道路が整備されるように、また、環境の杜を利用する皆さんに迷惑がかからないように配慮をお願いいたします。

#### ○議長（與儀實司）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。これより討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。これより採決を行います。

議案第8号・平成24年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認め、よって本案は可決す

ることに決定しました。

#### ○議長（與儀實司）

日程第6、議案第9号 環境の杜ふれあいの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

#### ○総務企画課長（前城 充）

議案第9号 環境の杜ふれあいの指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

この案は、環境の杜ふれあいの管理を行わせる指定管理者を指定するため、提出するものであります。

環境の杜ふれあいは、地域還元施設として、スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興を図り、並びに地域コミュニティ及び環境学習等の発信拠点とするために設置され、平成19年7月1日の開館当初より指定管理者制度を導入しております。

指定管理者につきましては、2期目の指定管理期間が平成25年3月31日をもって終了することから、平成25年度以降について、公募による募集をしたところ1団体から申請がありました。

指定管理者の選定については、環境の杜ふれあい運営審議会へその選定を諮問し、平成24年8月31日に答申を受け、環境の杜ふれあい指定管理者共同企業体を指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。よろしく、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（奥儀實司）

これより質疑に入ります。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

議案第9号 環境の杜ふれあいの指定管理者の指定について3点お伺いします。1点目、公募状況・選定理由を伺います。2点目、指定管理料についてお答えください。3点目、環境の杜の指定業者の職員の待遇について答弁を求めます。

○議長（奥儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

古堅茂治議員のご質問に順次、お答えいたします。

1点目の公募状況につきましては、平成24年4月18日に、本組合のホームページに、指定管理者の募集を掲載し、6月7日から8月6日までの2ヶ月間、本組合の掲示板での掲示を行いました。さらに、那覇市、南風原町のホームページでも、募集の案内をしたところでございます。6月20日には、施設の視察及び募集要項の説明会を行い、3団体の参加がありましたが、最終的には1団体の応募となっております。

次に選定理由について、お答えいたします。今回の選定に向けて環境の杜ふれあい運営審議会を8月13日と8月28日の2回開催いたしました。審議会では、選定の際、全審査委員の合計点数のうち、6割を基準点とすることを決め、審査を行いました。2回の審議会において、書類審査、応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答の後、本審査を行い、5人の審査委員の合計点数が675点で6割の基準点を越えた

ことから、指定管理予定候補者として選定しております。

2点目の指定管理料につきましては、平成25年度から27年度におきましては、各年度2,760万円を債務負担行為で設定しております。今後、各年度の事業計画書を精査した上で、指定管理料を決定する予定です。なお、債務負担行為で設定した額につきましては、これまでの実績をもとに計上しております。

3点目の環境の杜ふれあいの職員の待遇について、お答えいたします。指定管理者からの事業計画書等によりますと、正社員の4人につきましては、職務手当及び通勤手当、社会保険料等が給与として支給されています。パート社員の22人につきましては、勤続年数等に応じて時給が715円から850円の間で支払われており、平成23年11月6日から適用されている沖縄県最低賃金の645円を上回っております。なお、一月の勤務時間が120時間を超えるパート社員には、社会保険料等が給与として支払われているとのことであります。

○議長（奥儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

指定業者の職員の待遇は最低賃金以上であるとの報告がありました。本体の那覇市については監査から清掃や警備で最低賃金以下があると厳しい指摘を受けております。そういうことが起きてないということで安堵しています。地域住民への還元施設である環境の杜がその目的に添って、さらに充実されるよう要望して終わります。

○議長（奥儀實司）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認め、これを終結いたします。

議案第9号 環境の杜ふれあいの指定管理者の指定について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり同意されました。

億4,276万7,391円の増額で、伸び率は16.0%であります。主な要因としては、第6款繰越金2億9,971万6,149円の増(H22年度 定期点検補修工事 繰越明許費等)と、繰入金1億972万9,000円(施設整備基金繰入金)の増によるものです。また、第4款財産収入は、2,826万9,449円の増で売電料や有価売上げの増によるものです。

次に、歳出決算についてご説明いたします。

予算現額31億8,161万円に対し、支出済額は30億5,498万6,399円で、予算現額に対する執行率は96.0%となっております。

支出済額は、前年度決算額と比較して6億6,696万4,145円の増額で、伸び率は27.9%であります。主な要因としては、衛生費6億8,651万2,455円の増で、平成22年度定期点検補修工事にかかる費用の全額(2億9,599万5,000円)を平成23年度に繰り越したことで、平成23年度定期点検補修工事等の修繕費の増によるものです。

歳出予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた5,312万3,601円が、不用額であります。

歳入決算額から歳出決算額と翌年度繰越額を差し引いた7,393万4,814円が、平成23年度決算における剰余金であります。

剰余金の処分方法は、このうち2分の1を下らない金額を地方財政法第7条の規定により財政調整基金に積み立て、残額は平成24年度予算の補正財源等に充てることにしております。

以上が、認定第1号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳

## 〇議長(與儀實司)

日程第7、認定第1号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

## 〇総務企画課長(前城 充)

認定第1号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

平成23年度の議決予算額は、28億8,561万5,000円で、これに前年度繰越額2億9,599万5,000円を加えた予算現額は、歳入歳出とも31億8,161万円でありました。この額は対前年度比4億4,668万6,000円の増で、伸び率は16.3%であります。

それでは、歳入決算からご説明いたします。

予算現額31億8,161万円に対し、収入済額は32億242万1,213円で予算現額に対する収入率は100.7%となっております。

収入済額は、前年度決算額と比較して4



出決算の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（與儀實司）**

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

認定第1号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認め、よって、本決算は認定することに決定しました。

**○議長（與儀實司）**

日程第8、これより一般質問を行います。この際申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて30分以内とします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。まず、1番目に桑江豊議員。

**○4番（桑江 豊）**

那覇市・南風原町環境施設組合議会、一般質問を行います。総務行政について発言通告書に従い順次質問いたします。クリーンセンターにはいくつかの自動販売機が設

置をされておりますが、その中で那覇市・南風原町環境施設組合が管理する自動販売機について、はじめに管理形態及びまた何台設置されているのか、設置台数をお伺いいたします。2点目に自動販売機の設置による収入がどれぐらいあるのか、平成21年度、22年度、23年度、過去3年間の実績を教えてくださいたいと思います。以上、質問申し上げ、答弁によりましては再質問、要望等をいたしたいと思います。以上です。

**○議長（與儀實司）**

前城充総務企画課長。

**○総務企画課長（前城 充）**

桑江豊議員の施設組合内における自動販売機の設置についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の管理形態及び設置台数についてお答えいたします。本組合敷地内には、現在2ヶ所に2台ずつ、合計4台の自動販売機がございます。

管理形態といたしましては、地方自治法第238条の4第7項により行政財産の目的外使用として平成18年7月に契約書を交わし、それに基づいて毎年度、「行政財産目的外使用許可申請書」の提出により、設置許可の更新を行っております。

2点目の、自動販売機の設置による収入についてお答えいたします。各年度4台の収入合計の実績につきましては、平成21年度は、85万8,536円、平成22年度は、76万7,882円、平成23年度は、81万4,992円でございます。

自動販売機の電気料金につきましては、本組合負担となっております。平成21年度は、8万3,633円、平成22年度は7万9,552円、平成23年度は、8万701円でございます。

したがいまして、実質売り上げは、平成21年度は77万4,903円、平成22年度は68万8,330円、平成23年度は73万4,291円となっております。

○議長（與儀實司）

桑江豊議員。

○4番（桑江 豊）

答弁ありがとうございます。歳入としては小さな金額かもしれませんが、財政が厳しい中、少しでも歳入を伸ばすという観点から再質問要望等をしたと思います。ただいまの答弁で管理形態が自動販売機の売り上げの中から収入が入る仕組みになっていることがわかりました。また、4台設置されておまして、年間の実質売り上げが70万円前後ということがわかりました。そこで提案をいたしますが、2006年度の地方自治法改正に伴い、公有財産を有効活用して自主財源を確保するため行政財産を貸し付けることが可能になったことを受けて、沖縄県議会において那覇市議会出身の公明党の上原明県議が県有地に設置されている自動販売機の公募制度を提案したところ、昨年度から県は859台中公募が可能な190台について公募制を導入し、2010年度までに1台当たり2,352円が2011年度以降1台当たり42万8,252円となり、公募制による自動販売機設置の収入が合計で8,092万円、3年契約ですから2億4千万円ということになります。公募制による自動販売機設置の収入が対前年比約180倍になったことが明らかになりました。県の担当者もこれほど効果があるとは思わなかったと言っております。昨今の厳しい財政状況の中で自主財源を生みだし歳入を増やしていくことは大事なことであり、本員は県に習い、那覇市においても自動販売機の公募制導入を求めたところ、

昨年12月6日付市長決裁で市有地における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針が発表されております。市有地における自動販売機の設置について原則これまで行政財産使用許可が行政財産貸付に変更し、市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置事業者選定手続きの透明性及び公平性を確保することを目的に市が公募で事業者を選定することができるようになりました。早速、本年完成予定の新庁舎から自動販売機の公募制を導入すると伺っております。那覇市・南風原町環境施設組合内においても県や那覇市の取り組みに習い、自動販売機公募制の導入に向けて取り組むべきであると考えているが、その可能性をお伺いします。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

桑江豊議員の再質問、設置事業者の「公募方式の導入」の可能性についてお答えいたします。

設置事業者の公募方式の導入につきましては、公有財産の有効活用による、安定した財源の確保や、設置を希望する業者の公平な参加が図られること等が期待できると考えられることから、公募方式の導入に関する調査を行い、次年度からの実施に向けて取り組みを進めて参りたいと考えております。

○議長（與儀實司）

桑江豊議員。

○4番（桑江 豊）

どうもありがとうございます。先程県の実績を申し上げましたけれども、なぜ県が180倍も伸びたかと申しますと、主に県有地の中でも、当然、母子寡婦とか身障者福祉団体が管理しているものは触っており

ません。それ以外のもので190台というのは県立高校学校のものだということで、高校生が飲料を利用することでその成果となっているようです。県まではいかなくても那覇市においても10月15日付で新庁舎の24台を公募しているそうです。本組合においてはわずか4台かもしれませんが、また利用の頻度からどのような効果があるか追求をしていただいて、もし、今までの売り上げより伸びるのであれば、この方法をぜひ取り入れていただきたいことを要望して質問を終わります。

○議長（奥儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

一般質問ですので、少し所感を申し上げさせていただきます。沖縄の空でやりたい放題のオスプレイ飛行、そして県民を愚弄する海兵隊員の女性暴行事件など、県民の生活環境が破壊され、なお米軍基地の押し付け、そして米国追従の日本政府に憤りを感じている毎日でございます。本日、本会議で那覇市の方でも意見書・抗議決議をしてまいりました。

それでは1. 那覇市・南風原町環境施設組合で処理できない一般廃棄物の詳細について、（1）廃棄物の種類、（2）廃棄物の処理場、（3）処理費用、（4）今後の見通しについて伺います。

2. 平成23年度の那覇市のごみ搬入量について、那覇市の直営、委託、許可の割合について伺います。そしてこの直営、委託、許可の5年間の推移について。

3. 環境の杜運営について、環境の杜ふれあい条例の改正を受けて今年の7月から、那覇市民・南風原町民と他市町村利用者の個人利用料金が区別され変わりました。

（1）那覇市民・南風原町民と他市町村

利用者の区別をどのような方法でしているか。（2）利用状況の変化について伺います。

○議長（奥儀實司）

比嘉 聡クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉 聡）

宮平のり子議員の1番目のご質問について順次お答えいたします。

まず、はじめに処理ができない一般廃棄物の種類についてお答えいたします。処理ができない廃棄物は、2種類ございます。一つは、構成市町の例規で適正処理困難物として規定され、搬入自体を禁止しているもので、自動車のタイヤ、バッテリー、屋上タンク、スプリング入りマットレス等があります。もう一つは、本施設へ搬入後、処理過程における設備や周辺環境への影響及び再資源化を勘案し、外部へ委託処理をしている廃蛍光管と廃乾電池があります。

次に2点目の廃棄物の処理場についてお答えいたします。搬入自体を禁止している適正処理困難物につきましては、構成市町において市町民へ処理ルート等の案内をしております。但し、スプリング入りマットレスにつきましては、市民の皆さんの前処理を条件に受入を行っております。

外部委託処理している廃蛍光管及び廃乾電池につきましては、県内で再生処理が可能な廃蛍光管は県内業者へ、県内で再生処理が不可能な廃乾電池は県外業者へ、おの処理を委託しております。

次に3点目の処理費用についてお答えいたします。平成23年度の外部委託処理の処理量及び処理費用は、廃蛍光管が50.3トンで660万3,000円、廃乾電池が47.2トンで505万2,000円となっております。

次に4点目の今後の見通しについてお答えいたします。外部委託をしております廃蛍光管は、今後も県内業者へ委託を予定しておりますが、廃乾電池は、県内に再生処理業者がなく、国内でも受入可能な業者は2者しか現在ないことから、当面は県外業者への委託になると考えております。

続きまして、宮平のり子議員の、2番目のご質問にお答えいたします。

まず、はじめに平成23年度的那覇市の直営、委託、許可の搬入割合についてお答えいたします。

平成23年度に那覇市の直営、委託及び許可業者が搬入したごみの総量は8万6,551トンで、その内訳及び割合は、直営1万2,317トンで14.2%、委託が3万3,130トンで38.3%、許可が4万1,104トンで47.5%の割合となっております。

次に那覇市の過去5年間のごみ量の推移についてお答えいたします。那覇市から搬入されるごみの総量は平成18年度が9万3,051トンであるのに対し、平成23年度は8万8,149トンとなっており、5年間で5.27%の搬入量減となっております。那覇市におきましては、平成17年3月に「那覇市一般廃棄物処理基本計画の見直し版」を策定し、市民、事業者、行政が一体となったごみ減量化に向けての取り組みを実施したことにより、平成23年度末時点で対平成10年度比27%の削減を達成したとのことであります。過去5年間の搬入量減についても取り組みの成果を反映するかたちで推移したと考えられます。

○議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

宮平のり子議員の3番目の環境の杜運営

のご質問に、順次お答えいたします。

1点目の那覇市民・南風原町民と他市町村利用者の区別をどのような方法でしているのかということにつきましては、7月の利用料金改定の際に、券売機を利用者本人が居住地を選択するタッチパネル式に切り替えました。

また、券売機導入から2週間は、利用券購入者に対して、スタッフが本人の居住地について確認を行いながら、実施して参りました。今後も、定期的な声かけや必要に応じて身分証を求めるといった、居住地等の確認作業を行って参りたいと思います。

2点目の利用状況の変化につきましては、2年前の調査と比較したところ、他市町村の1ヶ月あたりの利用者割合は、14.5%から10.8%と3.7%の487人が減少しております。内訳を見ますと、岩盤浴が10.4%減、体育室が8.7%減、トレーニング室が4.8%減、浴室が2.2%減となっております。

他市町村の割合が減少していることにつきましては、他市町村からの常連利用者の利用回数が減っていること、さらに岩盤浴が、2年前と比較して利用者全体で39.5%の210人が減少していることなどが、主な要因になっていると思われま

○議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

○5番（宮平のり子）

どうもありがとうございました。1番目の環境施設組合で受け入れて処理できない廃棄物が、環境施設組合議会の視察研修で他県で処理していることがわかったのでこの質問をしましたが、廃蛍光管については、県内でできるようになったということで、私たちが出すごみは県内で処理できるように拡充されるように希望します。3番目の

環境の杜の券売機がタッチパネル式でしつかりと市町内と外の区別ができるということは、地域に根ざした本来の主旨にそった利用形態であるということがわかりましたので、今後もがんばっていただきたいと思ひます。以上です。

○議員（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

ハイサイ、日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。最初に本県は台風が立て続けに接近し各地で甚大な被害をもたらしています。そこで本組合での被害状況・対応を伺ひます。

○議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員の台風16、17号の被害状況・対応についてのご質問にお答えいたします。

台風16号、台風17号による被害状況につきまして、クリーンセンターをはじめ各施設を調査した結果、操業に直接的な影響を与える被害はありませんでした。

しかしながら、台風第17号により、渡り廊下の下部化粧ボードの破損落下、空調設備室外機の転倒破損及びインターネットの不通など14件の被害が発生しております。

なお、復旧費用は約500万円程度と見込んでおり、その復旧費用の2分の1は、社団法人全国市有物件災害共済会の損害保険を適用する予定であり、早期の復旧に向け対応しているところであります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

本クリーンセンター施設入口で無断整地

による擁壁危険箇所が発生しております。発生原因者との対応状況を伺ひます。

○総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員の施設入口で無断整地による擁壁危険箇所の対応状況についてのご質問につきましてお答えいたします。

施設入口で無断整地による擁壁危険箇所への対応の件につきましては、平成24年4月に原告として賠償額96万6,000円の訴訟の提起をし、3回の審理の後、8月から調停へと移行しております。現在、2回の調停審理を終え、費用の負担割合が争点となっております。

本組合としましては、危険除去のための擁壁撤去や撤去後に必要となる安全柵等にかかる費用について、これまでどおり主張して行く所存であります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

危険箇所で人命にかかわる恐れがありますので、早急な解決策を講じていただきたいと思ひます。

次に廃棄物の搬入状況の特徴を伺ひます。

○議長（與儀實司）

比嘉聡クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉 聡）

古堅茂治議員の廃棄物の搬入状況の特徴を伺うご質問についてお答えいたします。

那覇市と南風原町から本施設に搬入されるごみの総量は供用開始年度の平成18年度以降、那覇市が草木ごみを焼却処理した平成22年度を除き、常に対前年度比減の状況が続いております。

平成23年度の那覇市と南風原町から搬入されたごみの総量は9万7,165トンで前年度比2%の減となっております。そ

の内訳は、那覇市8万9,209トンで対前年度比2.2%の減、南風原町7,956トンで対前年度比1.1%の増となっております。

また、平成10年度の搬入量との比較では、総量で3万152トンの減、率で23.7%の減となっております。

これまでの構成市町によるごみ減量化の推進により、ごみ搬入量が大幅に減ったことで、最終処分場への埋め立て量も計画総埋め立て量の20.1%の進捗状況で、当初計画の50.2%を大幅に下回る状況となっております。

○議長（奥儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

那覇市のごみ搬入量が減少しているということは評価できると思います。

次に廃棄物の処分による生産物の売り上げ収入について伺います。

○議長（奥儀實司）

比嘉聡クリーンセンター所長。

○那覇・南風原クリーンセンター所長（比嘉 聡）

古堅茂治議員のご質問、廃棄物の処分による生産物の売り上げ収入についてお答えいたします。

本クリーンセンターにおける一般廃棄物の処分による生成物で、売却している物につきましては、スラグ、鉄、アルミ、溶融メタル及び電気がございます。

平成23年度の内訳につきましては、スラグは43万1,708円、鉄、アルミは、2,362万5,600円、溶融メタルは、1億4,610万2,217円、電気は、1億5,815万185円の売却収入で、合計3億2,830万9,710円となっております。

ちなみに、平成21年度は合計2億3,754万4,710円、22年度は3億2,99万4,976円で毎年売上収入が順調に伸びている状況にあります。

○議長（奥儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

売り上げが3億2,000万円を超えるということで毎年売り上げが伸びているということは嬉しい限りです。

次に施設見学状況について伺います。また、見学団体の区別を伺います。

○議長（奥儀實司）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1点目、施設見学状況について問う、についてお答えいたします。

那覇・南風原クリーンセンターの施設見学者数は、平成23年度が8,065人となっており、平成22年度と比較して、419人の増でございます。

なお、平成24年度8月末現在では5,354人となっており、前年の同時期に比べて1,129人の増でございます。

また、平成23年度的那覇エコアイランドの見学者数は、157人、環境の杜ふれあいが18人で行われました。これら3施設の平成23年度見学者数の合計は、8,240人でございます。

次に2点目、見学団体の区別を問う、についてお答えいたします。

那覇・南風原クリーンセンターの施設見学者は、社会科見学の一環として環境学習で訪れる小学校4年生が中心となっており、平成23年度は4,985人で、全体の見学者数の約62%となっております。その

他、中学校が273人、高校が359人で、小・中・高を合わせると5,617人で、全体の見学者数の約70%となっております。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

環境学習に大きな役割を果たしているという報告がありました。環境学習に役立てるために、さらなるバージョンアップを図るように引き続き皆様のご協力をお願いしたいと思います。

通告しています6番目については宮平のり子議員が質問しましたので省きます。

次に周辺地区まちづくりについての内容についてお伺いします。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

古堅茂治議員の周辺まちづくりの内容を問うのご質問にお答えいたします。

那覇・南風原クリーンセンターの周辺まちづくりにつきましては、去る8月10日に、副市長、副町長及び両市町・組合の関係部長の9人で構成する推進協議会におきまして、次の5項目が了承されております。

- ①公園整備事業を実施する。
- ②事業対象区域は、「環境の杜ふれあい」背後地とする。
- ③事業実施主体は、那覇市・南風原町環境施設組合とする。
- ④事業費・整備面積は「基本計画および基本設計」を参考に今後協議し決定する。
- ⑤環境施設組合の規約を改正し、公園の設置及び管理運営に関する事務を追加する。

事業スケジュールにつきましては、平成24年度中に本組合の規約変更を行い、平成25年度から職員を配置して、基本計画及び基本設計業務を行う予定です。続いて、

平成26年度に都市計画決定と実施設計を行い、平成27年度から着工し、平成30年度迄の4年間で、完了する予定であります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

自然を生かした公園整備、地域の皆さんも待ち望んでいます。ぜひ、早急な整備をお願いしたいと思います。

次に一括交付金活用等の事業・大災害時における電力供給及び避難拠点の整備事業の内容について伺います。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

8番目のご質問、一括交付金活用等の事業・大災害時における電力供給及び避難拠点の整備事業の内容について問う、についてお答えいたします。

本事業は、本島地域において津波被害による発電所施設の停止又は送電線切断や電柱折損等での大規模停電となった際の大災害時に対応できる施設としての機能を整備することを目的としており、二つの整備事業からなっております。一つ目は施設照明のLED化、二つ目は急速充電器の設置及び電気自動車の配置です。

一つ目の施設照明のLED化の内容につきましては、災害時において電力インフラが復旧するまでの間、クリーンセンターが廃棄物発電施設としての機能を最大限に発揮する為に、施設内全照明をLEDに取替えます。それにより、施設内使用電力量を抑えることができ、外部への送電量を増やすことを目的としています。

二つ目の急速充電器設置及び電気自動車配置の内容につきましては、クリーンセン

ターで発電した電気を外部へ送電する方法の一つとして、県内にある電気自動車へ電気を供給することにより、それぞれが動く電力源として被災地域で活動することを想定しております。その充電の為に、クリーンセンター敷地内に急速充電器1台の設置と、併せて、組合の連絡車両及び作業用車両として各1台ずつ、合計2台の電気自動車を配置する内容となっており、現在、事業の内諾に向けて国と調整中であります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

大災害時における電力供給拠点及び避難拠点の整備として非常に評価をしたいと思えます。

拠点となる場合に飲料水や食料、毛布など備蓄が必要となってくると思えます。避難拠点の備蓄品についてお伺いします。

○議長（與儀實司）

宮城哲哉事務局長。

○事務局長（宮城哲哉）

古堅茂治議員の再質問にお答えいたします。

今回、避難拠点の整備に伴い、今後、備蓄品を含め、案内板の設置や広報等の案件も出てくるものと思われますので、母体である那覇市及び南風原町の防災担当課と連携し対処してまいります。

○議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

東日本大震災のことを考えても大災害時の備えは必要であります。その面でのさらなる充実をお願いして質問を終わります。

○議長（與儀實司）

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

○議長（與儀實司）

日程第9、陳情第2号 陳情書（チェック体制と65歳以上の値上げについて）を議題といたします。

お手元にお配りした追加議案書に陳情書の写しがございます。

本陳情については、先に行った全員協議会において、本会議で諮る旨、意見が一致いたしました。

お諮りいたします。

陳情第2号 陳情書（チェック体制と65歳以上の値上げについて）は、本会議において質疑及び討論し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、事務局より、陳情書の朗読及びこれまでの経緯についてご説明お願いいたします。

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

それでは陳情書を読み上げ経緯についてご説明いたします。

陳情書、環境の杜平成24年7月より、那覇市、南風原町以外600円にすることに議会で決議しましたが、自己申告と言うことは民営企業では考えられないことでちゃんとチェックしないと倫理上良くない事だと思えます。浦添のマジュランランドの責任者とある議員に説得しましたら、「公営が民営いじめ、うそ偽りの人を増やしかねないことは良くない。早速チェック体制を作る検討をする」とのことでした。倫理上公の施設がやるべきことを面倒でもチェック体制を組合で早急にやってもらい



たい。

そしてこの4年間で那覇市、宜野湾市、沖縄市（泡瀬）の沖縄健康ランド、浦添市のゆうふるランドその他合わせて6軒のサウナが閉店致しました。岩盤浴は、65%が閉店しております。公営が価格破壊し民営圧迫でなんだ影響しているのは、間違いないでしょう。

うちな～ゆもオープン当初1,880円でしたが、厚生年金が800円にして当館も1,575円に下げ最近980円に値下げしましたが、お客様は増えず、三階の駐車場も日頃は、2・3台しか駐車しておらず厳しい経営状況でこの4年間役員は全員、報酬無し議員の皆様は、毎月給料が有りますのが我慢の限界です。

環境の杜は税金の補償、50万以上の修理などは税金から、行政財産は固定資産税非課税、使用者はリピーターで税金の不平等化である。

うちな～ゆは、首里・那覇地区の65歳以上のお客様が多かったのですが安い施設に客を奪われ倒産に追い込まれそうです。重油・電気・水道代・などの維持費、人件費で毎月赤字で大変です。失業対策、雇用育成を真剣に考えてもらいたい。11月頃から値上げを考えております。環境の杜の65歳以上の250円は、安すぎるので条例で値上げの検討をお願い致します。

さて、48年前から有る那覇市のゆうふる屋は、シャワー無し熱い浴槽がヶ所、もちろん冷水無しそのお風呂屋様もお客様が、安い所に車で相乗りして行くので困っているとのことです。入泉料金は、380円です。その写真を同封いたします。

写真につきましては、本案件と直接関係が薄いので割愛させていただきます。

続きまして、これまでの経緯についてご説明いたします。

「環境の杜ふれあい」の利用料金に関する陳情は、これまで3回ございました。いずれも「うちな～ゆ代表者」からでございます。

1回目は、平成19年2月28日で、「環境の杜ふれあい」のオープン前でございます。内容といたしましては、「民業圧迫とならないような料金の設定」でございました。本件に関しましては、組合議会で特別委員会を設置し調査した結果、「客層の違い、サービス面での差があり、利用料金は妥当である」という報告のもと、不採択となりました。

2回目は、開業から約2年半を経過した、平成22年2月8日でございます。内容といたしましては、「利用料金が低いため、民業を圧迫しているとの理由で料金見直しの要望」でございました。

組合議会では、特別委員会を設置し「うちな～ゆ」の現場視察を行い審査の結果、不採択としましたが、付帯意見として、「地域還元の目的から周辺7自治会と市町民、その他市町外に分けて区分すべき」がございました。

この付帯意見を受けて、本組合では利用料金改定の事務に取り組んでまいりました。

また、平成22年3月31日にはフリーパスを廃止し、同年4月1日からはタオルの有料化も行い、民業圧迫の軽減にも取り組んでまいりました。

3回目は、平成23年10月14日でございます。内容といたしましては、「市町外の料金区別化の早期取り組み」と「民業圧迫とならないような料金設定」でございました。

この陳情に対し、組合議会で「市町外の

料金区別化の早期取り組み」が一部採択となり、平成24年7月1日からの利用料金改定となっております。

今回の利用料金改定の際、2週間は、スタッフが本人の居住地確認を行いながら実施して参りました。また、券売機には「定期的に居住地確認を行います」という表示も行っており、指定管理者において定期的に確認作業を行ってまいります。

仮に、日常的に利用者全員に対する居住地の確認作業となりますと、利用者のほとんどが那覇市民、南風原町民でありますので、確認される利用者側からすると、これまでスムーズに入場できていたのが、確認作業による職員とのトラブルや、「煩わしい」という苦情が市町民から出てくると考えられます。

このことから、環境の杜ふれあいが、「地域還元施設である」ということもあり、当分の間は、指定管理者での定期的な「居住地」確認作業での取り組みといたしているところでございます。以上でございます。

#### ○議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。事務局の説明に対する質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

休憩いたします。

#### ○議長（與儀實司）

再開いたします。

これから、陳情第2号 陳情書（チェック体制と65歳以上の値上げについて）を

採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手無し）

挙手無しでございます。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成24年（2012年）10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

ニフェーデーピタン。

（午前11時18分 閉会）

上記のとおり議事録を調製し、署名する。

平成24年10月22日

議長 與儀實司

署名議員 宮平のり子

署名議員 花城清文